

聖園女学院高等学校・中学校いじめ防止基本方針

「いじめ」については、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた（と感じている）生徒の立場に立って判断し、「当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

その対応は、いじめを受けた生徒の生命・心身の安全を特に重要視し、学校、家庭、その他の関係者と連携を図り、クラス指導、学年指導を中心に、生徒指導連絡協議会において、必要な教育上の指導を迅速かつ適切に行い、いじめの問題を克服することを目指す。

いじめ防止の対策として、本校は、「人間の尊厳のために」を教育のモットーとし、カトリックの価値観を根幹とする教育の中で、日常的に相互尊重と信頼関係を大切に育み、安心感のある環境（居場所作り）のための規範作りをはじめとして、生活の規律と学習の充実、自己有用感を持てる場面の設定と取り組みをする。

各月の「学年報告書」において、各クラス、学年の現状を全教員で共有し合い、学校全体で生徒の安全を確保し、安心感のある生活環境を守り、いじめの防止および早期発見に取り組む。

【いじめの防止等の対策のための組織】

（１）組織の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの未然防止や早期発見に向けた取り組みを効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、いじめの防止等の対策のための組織として、いじめ対策・対応委員会を設置する。

（２）組織の構成員

この組織の構成員は、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他教員等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて専門機関と連携する。

（３）組織の役割

この組織は、いじめの防止やその諸問題に関する取り組みにおいて、中核的な役割を担う。
(主な役割)

- ・いじめ防止基本方針の策定及び見直し。
- ・いじめ防止基本方針に基づく年間の取り組み。
- ・いじめに関する通報及び相談への対応。
- ・いじめや問題行動等に係る情報の収集。
- ・いじめの事案に対応するための会議の開催。
- ・いじめの事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査。
- ・いじめの事案に係る記録と情報の共有。

- ・いじめを受けた生徒に対する保護並びにその保護者との連携。
- ・いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携。

【 基本的措置 】

(1) いじめ未然防止のための措置

- カトリック校としての価値観教育に基づく道徳観や規範意識等の教育、宗教科の授業内容、研修をはじめ、あらゆる機会を通じて「いじめは、人間として絶対に許されない行為であること」を教え、「生命を大切に作る心」、「他者を思いやる気持ち」を育む。
- 体験的研修（校内研修・校外研修・プロジェクトアドベンチャー研修）を通して、相互尊重とコミュニケーション能力等の育成に努める。
- インターネット、SNS 等でのいじめ防止への理解を深めるために、生徒、保護者に対して講習会を実施する。
- 一人ひとりが、自分の存在が認められ、必要とされていることを意識し、互いの存在を認め合う居場所作りを進め、学級、学年、部活動等の集団活動で、いじめを生まない環境を作る。
- 特に、学級担任は、生徒が抱えている人格形成の問題やストレス等の要因に着目し、個々の面談や振り返りシート等を通して把握し、関係部署と連携し改善を図り、サポートしていく。
必要な事項は、家庭への報告を密にし、協力体制をもてるようにする。

(2) いじめ早期発見のための措置

- 生徒の表情や態度の些細な変化に気づき、その変化に対して意識をもち、小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、面談等により実態を把握する。
- 安心して学校生活を送ることができるように、定期的（原則として年 2 回）にアンケート調査を実施し、実状を把握する。
- 生徒、保護者に対して相談体制を整える。
- いじめの問題に対してその態様に応じた適切な対処ができるように、教員の資質や能力の向上を図る。

(3) いじめ早期解決のための措置

- いじめの事実の有無について、担任・学年・活動団体の顧問が協力して調査し、推測や憶測を排して、正確な事実の把握に努め、適切かつ迅速な対応に努める。
- いじめの疑いが認識された場合、学年主任・担任は、生徒指導部、管理職に速やかに報告、相談し、学校は、いじめ対応・対策委員会を開き、組織的に対応し、担任が個人で抱え込むことのないよう、チームでより効果的に生徒指導を行うことができるように努める。
- いじめの事実が確認された、あるいはその疑いがある場合は、いじめを受けた生徒やそれを知らせてきた生徒の安全を図ることに努め、家庭と情報を共有して、協力して精神的な部分のケア、学校生活のサポートをしていく。
- いじめを行った生徒に対しては、「いじめは決して許されない行為であること」を適切かつ毅然とした姿勢で指導する。その生徒と保護者に対して、いじめを繰り返すことなく学校生活ができるよ

うに助言、サポートをする。

○担任や部活動等の顧問は、その学級、活動団体の中で、いじめをしない雰囲気が形成されるよう指導する。

(4) 家庭との連携

○いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時、適切に情報提供を行うようにする。

○いじめの問題をより良く解決するために、いじめを受けた生徒と、それを行った生徒もそれぞれの保護者を教育相談等でサポートし、家庭と連携して取り組む。

○いじめを受けた生徒に対して、家庭と連携し、生徒に寄り添い、安心かつ安全な学校生活を送れるように適切な助言や支援を行う。

○いじめを行った生徒に対して、毅然とした姿勢で指導するとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行う。

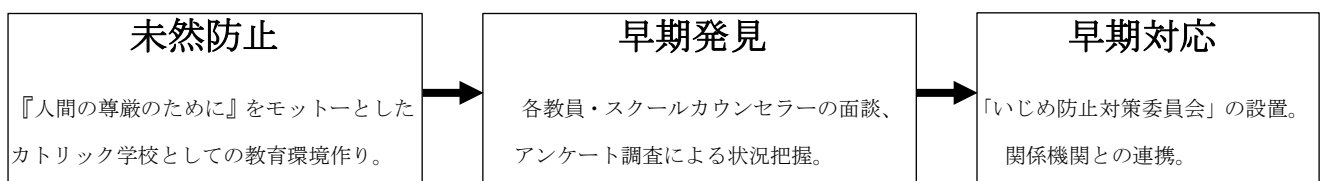
(5) 関係機関との連携

○重大事態が発生した場合には速やかに神奈川県（私学振興課）に、その旨を報告する。

○いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒のサポートとして、専門機関と協力し、対処していく。

○いじめを行った生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合には、早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとる。

(6) いじめへの対応の流れについて



*) 以上、上記基本方針は、必要に応じて見直しを図る。